

第1章 医療法

3 - (4) 診療所、助産所開設届出事項の一部変更届（個人開設）

1 事 案	診療所を開設した医師、歯科医師又は助産所を開設した助産師が法第8条の規定の届出事項に変更を生じた場合、変更後10日以内に届け出る
2 根拠法令	<p>令4条3項、則4条、5条 事項：診療所 則4条 1号 開設者の住所・氏名 2号 名称 場所（区画整理等による住居表示の変更） 診療科目 開設者が他に開設・管理・勤務している診療所等の状況 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員 敷地の面積及び平面図 建物の構造概要及び平面図 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 3号 管理者の住所・氏名 診療に従事する医師・歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日・時間 勤務する薬剤師の氏名</p> <p>事項：助産所 則5条 1号 開設者の住所及び氏名 2号 名称 場所（区画整理等による住居表示の変更） 助産師その他の従業者の定員 敷地の面積及び平面図 建物の構造概要及び平面図 3,4号 開設者が他に開設・管理・勤務している診療所等の状況 5号 管理者の住所・氏名 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間 嘱託医師の住所・氏名 嘱託医療機関の住所・名称</p>
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>(1) 変更しようとする内容が確認できる書類 (2) 構造を変更する場合は構造の概要及び平面図^{*1}（変更前後） (3) 従事者の定員を増やす場合は、これに相当する医療従事者の免許証写^{*2}。医師、歯科医師を増やす場合は免許証写と履歴書（医師資格証の写しは不可） (4) 助産所の助産師を変更する場合は助産師名簿登録簿本又は免許証写^{*2}</p>

5 添付書類	<p>* 1 : 構造概要及び平面図 部屋の面積を変更する場合は、階・室名・内法面積・病床数(病室)が把握できること。 なお、当該変更により、施設の延床面積が変わる場合はその面積を、病床が変更となる場合は病床種別ごとの総病室数・総病床数を併記すること。</p> <p>* 2 : 免許証写 免許証原本を保健所で確認し原本照合を行うか、免許証裏面に原本と相違ない旨・原本照合日・開設者の氏名を記載する。助産師の場合は、助産師名簿登録謄本又は免許証写し。</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 報告 (台帳整理)
<p>7 審査要領</p> <p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 名称、開設の場所、開設届出年月日は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 定員を増やす場合は添付の免許証写数と変更の内容に相違はないか。</p> <p>(4) 構造を変更する場合は則16条、20条、21条等の構造設備基準及び関係通知に適合しているか。</p> <p>(5) 病床を変更する場合は病床種別毎の病室数・病床数と総病床数は整合性が取れているか。 また、則第21条の2の規定による員数の標準を満たしているか。なお、則第21条の2における「入院患者数」は病床数とし、現員数は従業者の定員をもって確認する。</p> <p>(6) 変更後10日以内に届出されていない場合は遅延理由書又は顛末書を添付すること。</p> <p>(7) 医師(歯科医師を除く)が常時3名以上勤務する場合、専属の薬剤師を配置又は専属薬剤師免除申請が提出されているか(第1章6(4)参照)。</p> <p>* 開設届出済証は開設届出が済んだ旨の証明であって、診療所の現在の状態を証明するものではない。よって、開設届出済み証の書き換えは行わない。</p> <p>* エックス線装置のみを変更する場合はエックス線に係る変更届出のみで対応する。</p>	

(様式3-(4))

診療所、助産所開設届出事項の一部変更届(個人開設)

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL
開 設 者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 開設の場所

3 開設年月日

4 変更の理由

5 変更年月日

6 変更した事項

(1) 変 更 前

(2) 変 更 後